

# 7 税金等

## (1) 国の税金の控除等

### ア 所得税

納税者本人、控除対象配偶者及び扶養親族が障害者である場合は、所得税の算定基礎となる所得から一定額が控除されます。なお、年少扶養親族を有する場合で、扶養控除の適用がない場合においてもこの控除は適用されます。

対象者	所得控除額
身体障害者手帳1・2級 知能指数35以下 精神障害者保健福祉手帳1級	特別障害者 40万円（※）
身体障害者手帳3～6級 知能指数75以下 精神障害者保健福祉手帳2・3級	一般障害者 27万円
※ 特別障害者が同居の場合は、35万円を加算（75万円）	

### イ 相続税

相続人が85歳未満(注)の障害者である場合、相続税から一定額控除されます。

対象者	税額控除額
身体障害者手帳1・2級 知能指数35以下 精神障害者保健福祉手帳1級	20万円 × 85歳（注）に達するまでの年数
身体障害者手帳3～6級 知能指数75以下 精神障害者保健福祉手帳2・3級	10万円 × 85歳（注）に達するまでの年数

(注)平成22年3月31日以前に相続または遺贈で財産を取得したときは、年齢要件が「70歳（未満）」となります。

### ウ 贈与税の非課税

特定障害者が、信託会社などと締結した『特定障害者扶養信託契約』に基づいて信託受益権を取得した場合、信託受益権の価格のうち、一定の金額まで贈与税が課税されません。

対象者	非課税限度額
身体障害者手帳1・2級 知能指数35以下 精神障害者保健福祉手帳1級	6,000万円

対象者	非課税限度額
身体障害者手帳3～6級 知能指数75以下 精神障害者保健福祉手帳2・3級	3,000万円

- ◆窓 □ 平塚税務署（22-1400）  
給与所得者の場合は勤務先の給与担当

## (2) 市・県の税金の控除等

### ア 市民税・県民税（障害者控除）

納税者本人、同一生計配偶者（※1）及び扶養親族が障害者である場合は、市民税・県民税算定基礎となる所得から一定額が控除されます。なお、年少扶養親族を有する場合で、扶養控除の適用がない場合においてもこの控除は適用されません。

対象者	所得控除額
身体障害者手帳1・2級 知能指数35以下 精神障害者保健福祉手帳1級	特別障害者 30万円（※2）
身体障害者手帳3～6級 知能指数75以下 精神障害者保健福祉手帳2・3級	一般障害者 26万円
※2 特別障害者が同居の場合は、23万円を加算（53万円）	

- ※1 同一生計配偶者とは、納税者の配偶者でその納税者と生計を一にする者（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいいます。

### イ 市民税・県民税の非課税

身体・知的・精神障害者で前年の合計所得が135万円以下の方は、市民税・県民税が非課税になります。

- ◆窓 □ 市民税課市民税担当（82-5130）

### (3) 貯金の利子非課税等

#### ア 少額貯金・少額公債の利子非課税（障害者マル優制度）

身体・知的・精神障害者（児）等が一定の手続きにより預け入れた少額貯金及び一定の手続きにより購入した少額公債については、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。

◆対象者 身体障害者手帳の交付を受けている人や障害年金を受けている人など、一定の要件を満たす「障害者」

◆必要書類 手帳、年金証書などの確認書類

◆窓口 銀行・証券会社等  
※詳しくは各金融機関にお問い合わせ下さい。

#### イ 福祉定期預金

次の年金等の受給者に有利な利率のよい定期預金です。

◆対象者 障害基礎年金などを受給されている方

◆利率 各金融機関によって利率が異なります。

◆窓口 銀行・信用金庫等  
(取り扱いのない金融機関もありますので事前にご確認ください。)  
※ 詳しくは各金融機関にお問い合わせ下さい。

## (4) 自動車等の税金

### ア 自動車税種別割の減免（上限45,400円減免）

障害者の方又は障害者の方と生計を一にする方が所有し、通院や通学などの日常生活において、障害者の方がもっぱら使用する自動車の税金を減免しています。軽自動車を含めて、障害者の方1人につき1台までです。ただし、減免を受けると福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成は半額助成になります。

#### ◆対象となる障害者

障害等		級別等	該当する障害程度					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚			○	○	○	1種のみ○		
聴覚				○	○			
平衡					○		○	
音声又は言語					○			
上肢			○	○				
下肢			○	○	○	○	○	○
体幹			○	○	○		○	
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能	上肢		○	○※2				
	移動		○	○	○	○	○	○
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸			○		○	○		
肝臓・免疫（ヒト免疫不全ウイルス）			○	○	○	○		
療育手帳			A1・A2					
精神障害者保健福祉手帳			1級					

※1 下肢または移動障害の7級については、他の障害と合わせて手帳が交付されている場合に限り、対象となります。

※2 一方の上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

※3 戦傷病者手帳の交付を受けている場合は県税事務所にご確認ください。

#### ◆対象となる自動車（リース車を除く自家用車）

自動車を所有する方	自動車をもっぱら運転する方
障害者本人	障害者本人
	障害者と生計を一にする方
障害者と生計を一にする方	障害者本人
	障害者と生計を一にする方
障害者のみで構成される世帯の障害者	障害者を常時介護する方

◎障害者の方が福祉施設等に入所されている場合は、障害者の方の帰宅や通院等のために日常的（継続的に週1回以上）に使用している自動車が対象になります。

#### ◆必要書類 自動車検査証、運転免許証、障害者手帳

※上記以外の書類が必要になることがあります。詳しくは、県税事務所にご確認ください。

- ◆近隣窓口 平塚県税事務所（22-2711）  
小田原県税事務所（0465-32-8000）  
厚木県税事務所（046-224-1111）  
自動車税管理事務所湘南駐在事務所（54-2011）

### イ 軽自動車税（種別割）の減免（全額減免）

障害者の方又は障害者の方と生計を一にする方が所有し、通院や通学などの日常生活において、障害者の方がもっぱら使用する軽自動車の税金を減免しています。普通自動車を含めて、障害者の方1人につき1台までです。ただし、減免を受けると福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成は半額助成になります。

#### ◆対象となる障害者

4月1日時点で下記の表に該当する方

手帳		該当する障害程度						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
障害								
視覚		○	○	○	1種のみ○			
聴覚			○	○				
平衡				○		○		
音声又は言語				○				
上肢		○	○					
下肢		○	○	○	○	○	○	○
体幹		○	○	○		○		
脳原性運動機能	上肢	○	○※					
	移動	○	○	○	○	○	○	○
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸		○		○	○			
肝臓・免疫		○	○	○	○			
知的障害者		療育手帳A1・A2						
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳1級						

※一上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます。

◎戦傷病者手帳の交付者…詳細は市民税課までお問い合わせください。

#### ◆対象となる自動車（リース車を除く自家用車）

自動車を所有する方	自動車をもっぱら運転する方
障害者本人	障害者本人 障害者と生計を一にする方
障害者と生計を一にする方	障害者本人 障害者と生計を一にする方
障害者のみで構成される世帯の障害者	障害者を常時介護する方

◎『障害者を常時介護する方』とは、日常的に（継続的に週1回以上）障害者の通院などのために自動車を使用することをいいます。

- ◆**手続方法** 納税通知書が届いてから納期限（例年5月31日）までに申請手続きをしてください。また、減免を継続して受けるには、毎年申請手続きが必要となります。
- ◆**必要書類** 納税通知書、自動車検査証、運転者の運転免許証、障害者手帳、納税義務者のマイナンバーに関する必要書類及び印鑑  
※障害者本人が所有し運転する以外の場合は、上記以外の書類が必要になることがあります。詳しくは、市民税課にご確認ください。
- ◆**申請窓口** 市民税課税制収納管理担当（82-5129）

## ウ 自動車税（軽自動車税）環境性能割の減免

障害者の方又は障害者の方と生計を一にする方が所有し、通院や通学などの日常生活において、障害者の方がもっぱら使用する自動車の自動車税（軽自動車税）環境性能割を課税標準額（自動車の取得価額）で300万円（税率が3%の場合、税額で9万円）を上限として免除しています。障害者の方1人につき1台までです。

対象となる自動車、障害者の範囲は自動車税種別割の減免と同じです。

※軽自動車税環境性能割は市町村税となりますが、賦課徴収及び減免事務については、当分の間、主たる定置場所在の都道府県が行います。

- ◆**近隣窓口** 自動車税管理事務所湘南駐在事務所（54-2011）  
平塚県税事務所（22-2711）  
小田原県税事務所（0465-32-8000）  
厚木県税事務所（046-224-1111）